

災害対策特別委員会設置要綱

災害対策特別委員会設置要綱

東京税理士会武蔵野支部

(目的)

第1条 支部規則第34条第5項の規定に基づき、特別委員会として災害対策特別委員会を設置、運営するために必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 本特別委員会は、次の業務を行う。

1. 大規模災害への対策に関する事項
2. その他、支部長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 本特別委員会は、3名以上の委員をもって構成し、次に定めるところにより幹事会の議を経て支部長が委嘱する。

1. 副支部長、幹事又はその経験者のうちから支部長が適当と認めるもの若干名
2. 税理士会員のうちから支部長が適当と認めるもの若干名

(委員長等の選任)

第4条 本特別委員会の委員長は、前条第1号の規定により委嘱された委員のうちから支部長が指名する。

- 2 副委員長は若干名とし、委員長が委員のうちから指名する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期及び退任は、支部規則第14条及び第15条の規定を準用する。

(規則等の準用)

第6条 この要綱に定めのない事項については、支部規則及び支部業務執行細則の規定を準用する。

(要綱の変更)

第7条 この要綱の変更については、幹事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

